



# 金 沢 市 公 報

第 2 8 2 6 号 の 3

平成27年(2015年)3月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●規 則	
○金沢市主計町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則	(歴史建造物整備課) 1

## 規 則

金沢市主計町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則をここに公布する。  
平成27年3月23日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第4号

金沢市主計町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市主計町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例（平成27年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。  
(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。  
(避難上有効な屋外への出口の設置に関する要件)

第3条 条例第3条の表の規則で定める避難上有効な屋外への出口の設置に関する要件は、次のとおりとする。  
(1) 避難上有効な箇所に2以上設けること。  
(2) 避難通路に面すること。  
(3) 戸は内開きとしないこと。

(伝統的建造物以外の建築物等の壁面の位置)

第4条 条例第3条の表の規則で定める壁面の位置は、別表のとおりとする。  
(伝統的建造物以外の建築物等の最高の高さ)

第5条 条例第3条の表の規則で定める高さは、6メートルとする。  
(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

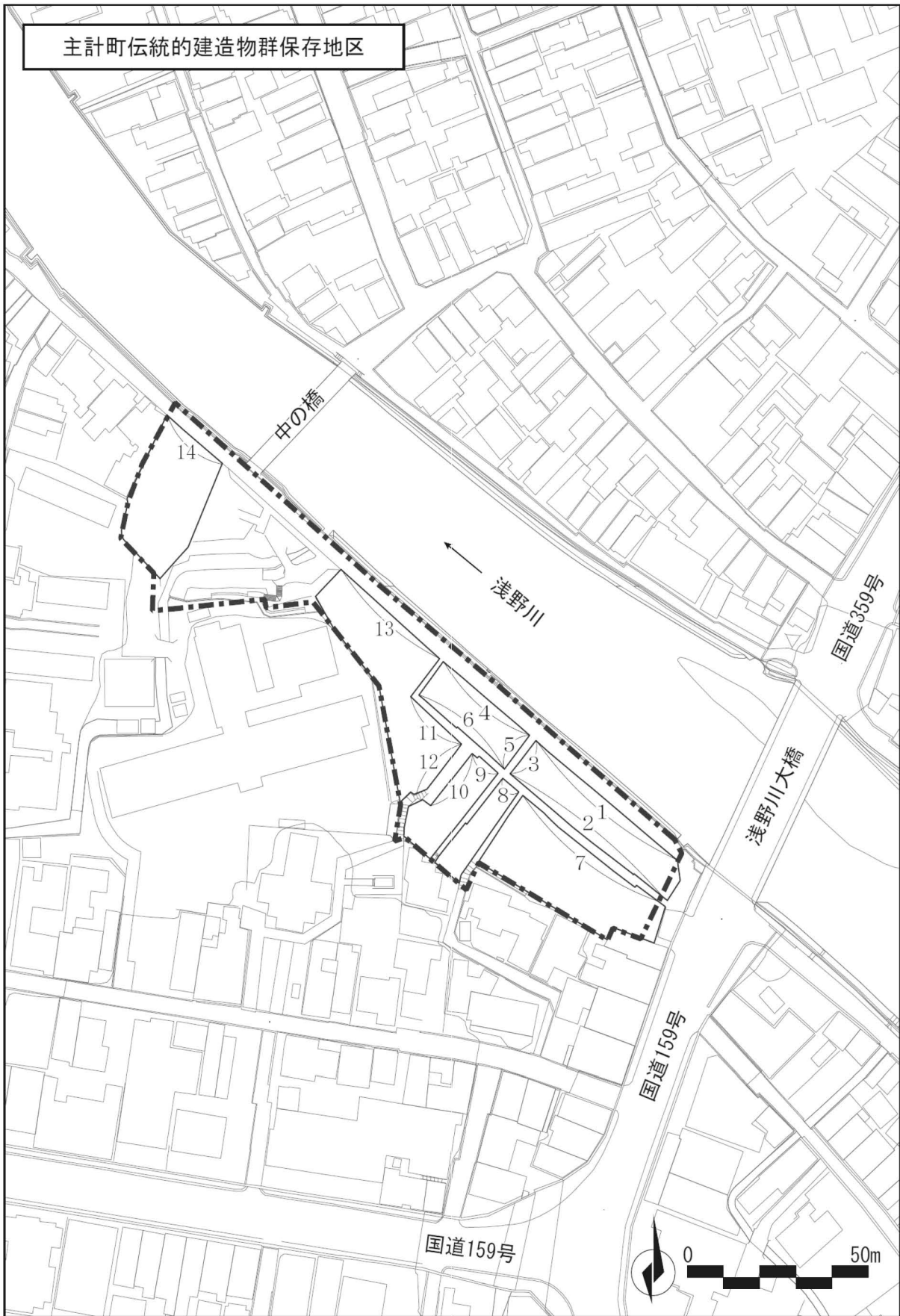
この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

別図に掲げる街区の辺の番号	壁 面 の 位 置
1	当該街区の辺に面する道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。以下同じ。）の中心線から1.4メートル後退した位置
2	当該街区の辺に面する道路の中心線から0.2メートル後退した位置
3	当該街区の辺に面する道路の中心線から0.9メートル後退した位置
4	当該街区の辺に面する道路の中心線から1.6メートル後退した位置
5	当該街区の辺に面する道路の境界線の位置
6	当該街区の辺に面する道路の中心線から0.4メートル後退した位置

7	当該街区の辺に面する道路の中心線から0.6メートル後退した位置
8	当該街区の辺に面する道路の中心線から0.5メートル後退した位置
9	当該街区の辺に面する道路の中心線から0.4メートル後退した位置
10	当該街区の辺に面する道路の中心線から1.2メートル後退した位置
11	当該街区の辺に面する道路の中心線から0.4メートル後退した位置
12	当該街区の辺に面する道路の境界線の位置
13	当該街区の辺に面する道路の中心線から1.8メートル後退した位置
14	当該街区の辺に面する道路の中心線から1メートル後退した位置

別図



平成27年(2015年)3月23日 印刷  
平成27年(2015年)3月23日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄